

3-2 「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録情報活用の現状と課題

小島克久・中村真理子・盖若琰・南拓磨

3-2-1 はじめに

高齢者介護の研究や政策立案には、介護サービス提供体制の実態把握が不可欠である。その役割を果たすもののひとつとして、わが国では厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」がある。この調査は介護保険制度における施設・事業所を対象として、2000年以降毎年実施され、全国の介護サービスの提供状況及び従業者・利用者の状況を明らかにしてきた。調査結果は介護保険等の施策推進のための基礎資料として活用されており、わが国の介護サービス基盤を把握する基礎的かつ代表的な調査として位置付けられている。

一方、この調査を含めて、政府統計は厳しい調査環境の下にある。具体的には、回収率の低下、調査実施に伴う回答者や調査事務担当者の負担が重いことなどである。後者のうち、回答者負担は、他の統計への回答、申請書などで記載した事項と類似の内容を記載することへの負担感、調査事務担当者の負担は、政府、地方自治体ともに人員や予算の制約が厳しい中、調査員の確保、調査票の回収、点検業務などを進めなければならず、特に調査員の確保はどの政府統計でも深刻な課題である。

そのような中、この調査では他の政府統計と同様に、調査の回答者負担、調査事務負担の軽減を目的とした改善が求められてきた。2000年の調査開始以降、随時様々な調査実施に関する変更が行われてきた。特に近年の調査では「介護保険法による情報公表制度」に基づく行政記録情報を活用した調査票にあらかじめ印字（以下、「プレプリント」という。）が開始された。総務省統計委員会『公的統計整備に関する基本的な計画』（第IV期計画）¹によると、これまで以上に積極的な行政記録情報の活用に加えその利用制約への対応などの報告者負担軽減に取り組む必要性が示されている。つまり、統計調査における行政記録情報の活用は、政府統計全体に求められていることである。「介護サービス施設・事業所調査」に則して言えば、介護サービス基盤の的確な把握の一方で、回答者負担、調査事務負担の軽減を両立することが求められている。後者においては、行政記録情報の一層の活用が求められている。

一般に、調査方法の変更は調査結果にも影響を及ぼす可能性がある。そのため、調査方法の改善には慎重な検討が求められる。この調査において、2つの課題を両立させるために行政記録情報活用の拡大は可能であろうか。本研究はこのリサーチクエストに答えることを目指し、①介護サービス施設・事業所調査の調査手法変遷の経緯把握、②同調査における行政記録情報活用の現状分析、③同調査のデータの実態（特に行政記録情報活用部分）把

¹ 詳細は以下の web サイトを参照。総務省「公的統計の整備に関する基本的な計画」
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm （2025年1月7日確認）

握と評価、④同調査における行政記録情報活用拡大の可能性・課題の検討、に取り組んだ。本論文では、特に②、③、④についての結果を中心にまとめる。

3-2-2 使用データと分析方法

本研究は、「介護サービス施設・事業所調査」の行政記録情報活用に関する分析を内容としており、統計データを用いた分析ではない。そのため、使用データはこの調査の調査票などの、調査に関する資料を用いて行った。

まず、「介護サービス施設・事業所調査」については、2000年の調査開始以降の調査票を収集するとともに、行政記録情報を本格的に活用し始めた2022年の調査票への回答記載要領などの調査関係資料を厚生労働省の調査担当課室から入手した。これをもとにこの調査の変遷を把握した。（この結果については3-1を参照されたい。）

次に、この調査で活用される「介護保険法による情報公表制度」の資料として、同調査の2022年の調査票、同制度の概要などを厚生労働省 web サイトから入手した。さらに、同制度に関する報告について、介護施設・事業所に通知する文書を複数の地方自治体の web サイトから入手した。これらの情報を整理することで、この制度の概要、報告の流れ、報告時期を把握し、報告時期については、上記調査の調査時期との比較を行った。

さらに、「介護サービス施設・事業所調査」の調査票のうち、「介護保険法による情報公表制度」などの行政記録情報が活用されている調査項目の情報を厚生労働省の調査担当課室との意見交換により得た。この情報をもとに、この調査における行政記録情報の活用の程度、行政記録情報が活用されている調査項目の傾向、今後活用があり得る調査項目の有無の検討を行った。

そして、「介護サービス施設・事業所調査」の公表統計表、「介護保険法による情報公表制度」のオープンデータから、それぞれ介護サービスの種類別の施設・事業所数のデータを得た。これにより、両者の数値の乖離具合や傾向を確認した。

最後に、本研究で行った分析を補足するために、地方自治体の担当者への対面ヒアリングを行った。具体的には千葉県（2024年12月）、神奈川県（2025年1月）、佐賀県（2025年3月）である。ヒアリングは、事前にこの調査における「介護保険法による情報公表制度」等の行政記録情報活用に関する質問を送り、これに基づいて当日意見交換を行う形で進めた。

（倫理的配慮）

本研究は、「介護サービス施設・事業所調査」や「介護保険法による情報公表制度」の資料を用いた、調査そのものに関する分析である。そのため、介護施設や事業所そのものの分析は行っていない。分析に必要なデータは、厚生労働省や地方自治体が公表した文書、調査関係者が利用する資料である。個人情報を含む資料、機密を要する資料ともに含まなかった。さらに、地方自治体のヒアリングでは、統計調査の進め方に関する意見交換であり、個人情報は含まれず、倫理審査の対象でないことを、国立社会保障・人口問題研究所の倫理審査担

当に確認した。よって、本研究では人を対象とした調査、資料の収集も行っていない。そのため、データ分析で懸念される、個人情報の流出、毀損などを含む倫理上の問題は発生しなかった。

3-2-3 「介護サービス情報公表制度」（「介護保険法による情報公表制度」）について

「介護サービス情報公表制度」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで検索・閲覧できるシステムである。介護保険法の規定に基づき、厚生労働省が設置したものである。2006年4月から運用されているシステムであり、その概要は表1のとおりである。これに基づいてこの制度について概観する。

表1 介護サービス情報公表制度の概要

項目	内容
どのような制度	地域において必要とされる介護サービスの確保のため、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで検索・閲覧させるための制度。介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業者は都道府県知事（政令指定都市の市長）に報告することが求められる。
公表の流れ	②必要に応じて調査 介護サービス事業者 ①直近の事業所情報の報告 都道府県・政令指定都市 公表
調査票の種類	基本情報 運営情報 等 調査対象の介護サービスの種類ごとに調査票が設定
調査事項 （公表の対象となる事項）	1）基本的な項目（事業所に関する客観的な事実） 事業所の名称、所在地、従業者、提供サービスの内容、利用料等、法人情報 2）事業所運営にかかる各種取組（管理運営体制、サービスの質に関することなど） 利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関等との連携、事業運営・管理の体制、安全・衛生管理等の体制、その他（従業者の研修の状況等）
頻度	毎年の確認・更新が原則

出所：厚生労働省webページ「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム」から作成

この制度の対象となる介護施設・事業所は、「介護保険法施行規則第四百十条の四十三」で定められている。具体的には、訪問介護や訪問入浴介護などの訪問系の介護サービス、通所介護、通所リハビリテーションなどの通所系の介護サービス、有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護、福祉用具の貸与や販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地

域に密着した介護サービス、特別養護老人ホームなどの施設介護サービスである。介護施設・事業所として活動中（既存、新規開設両方の介護施設・事業所）のもののほか、休止中のものも対象となる場合がある。

これらの調査対象の介護施設・事業所は、直近の事業所情報を都道府県（政令指定都市）に報告する。都道府県では、その報告内容を審査し、必要に応じて施設や事業者に対する調査を行う場合がある。審査後は、介護施設・事業者の情報が、この制度のために整備された web サイトで公表される²。

この制度を通じて報告・公表される情報は、介護施設・事業所の基本的な情報、運営に関する情報がある。具体的には、以下の通りである。

1) 基本的な項目

事業所の名称、所在地等、従業者に関するもの、提供サービスの内容、利用料等、法人情報

2) 事業所運営にかかる各種取組

利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関等との連携、事業運営・管理の体制、安全・衛生管理等の体制、その他（従業者の研修の状況等）

基本的な項目は、事業所・施設を構成する客観的な事実を取り扱う。事業所運営にかかる各種取組は、事業所の管理運営体制や利用者への権利擁護の取組、サービスの質の確保にかかる取組を取り扱う。

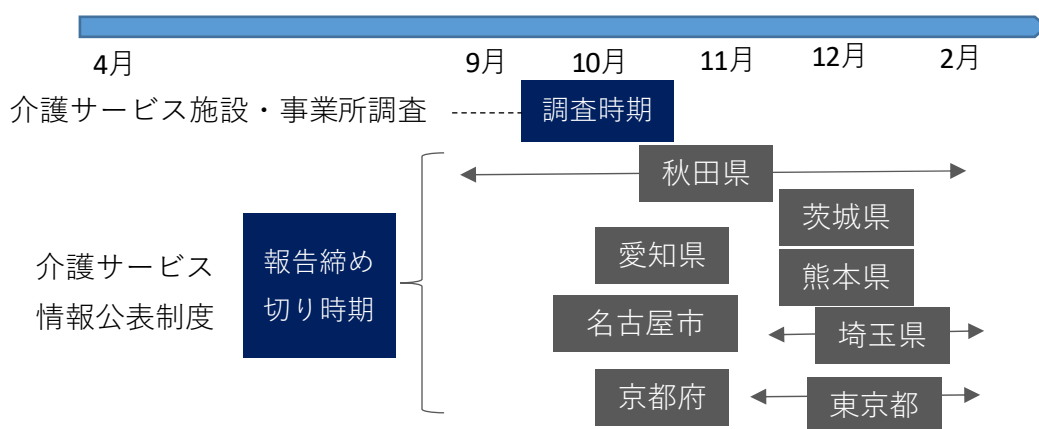
報告の頻度であるが、毎年の確認・更新を原則としている。ただし、変更があれば随時更新が可能である³。図 1 とこれに付属の表でまとめたように、報告の時期（締め切り）は都道府県・政令指定都市により異なるが、2024 年度を例にいくつかの地方自治体について見よう。まず、秋田県では 9 月から翌年 2 月まで、埼玉県では 11 月から翌年 2 月まで、東京都もサービスの種類別に 11 月 8 日から翌年 2 月 14 日の 5 つの締め切りである。その他に、11 月下旬や 11 月末（愛知県、名古屋市、京都市）12 月末（茨城県、熊本県）がある。「介護サービス施設・事業所調査」の調査時期が 10 月なので、おおむねこの調査の時期と大きくずれない形で報告が行われている。

² 以下の web サイト「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表制度」を参照。<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/> （2025 年 1 月 7 日確認）

³ 毎年の確認・更新の時期の例は、以下の埼玉県 web サイトを参照。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/jouhou-kouhyou/index.html> （2024 年 11 月 5 日確認）

変更があった場合の随時更新の例は、以下の東京都 web サイトを参照。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kouhyou.html （2024 年 11 月 5 日確認）

図1 介護サービス施設・事業所調査の調査時期と介護サービス情報公表制度の報告締め切りとの関係



出所：厚生労働省と自治体のweb資料をもとに作成

表 介護サービス情報公表制度の報告締め切り時期（主な都道府県・政令指定都市）

都道府県	締め切り設定方法（既設事業所の場合）	グループ分けのタイプ
秋田県	計画月の15日（令和6年9月～令和7年2月）。計画月は事業所別にグループ分け。各グループは約16％程度で分布するように分ける。	事業所別
茨城県	12月25日までに更新	全県一斉
千葉県	市町村をグループ分けして年度を決めて情報更新（令和5年度まで）。令和6年度から全市町村で実施（千葉市を除く）	地域別→全県一斉
埼玉県	市町村をグループ分けして締め切りを設定。「10月下旬～11月上旬」から「1月中旬～下旬」の6つで、締め切りは資料到着から1ヶ月後。11月9日から翌年2月28日まで（さいたま市を除く）。	地域別
東京都	サービスの種類の中で締め切りのグループを設定。2024年度の場合、11月8日、11月15日、12月16日、1月17日、2月14日の5つ。事業所のおおむね20％ずつになるようにグループ分け。	事業所別
愛知県	11月1日から11月30日までの間に更新（名古屋市を除く）	全県一斉
名古屋市	11月22日までに更新	全市一斉
京都市	11月29日までに更新	全市一斉
熊本県	12月25日までに更新（熊本市を除く）	全県一斉

出所：各都道府県・政令指定都市webの情報をもとに作成

３－２－４ 「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録情報（「介護サービス情報公表制度」等）の活用の仕組み

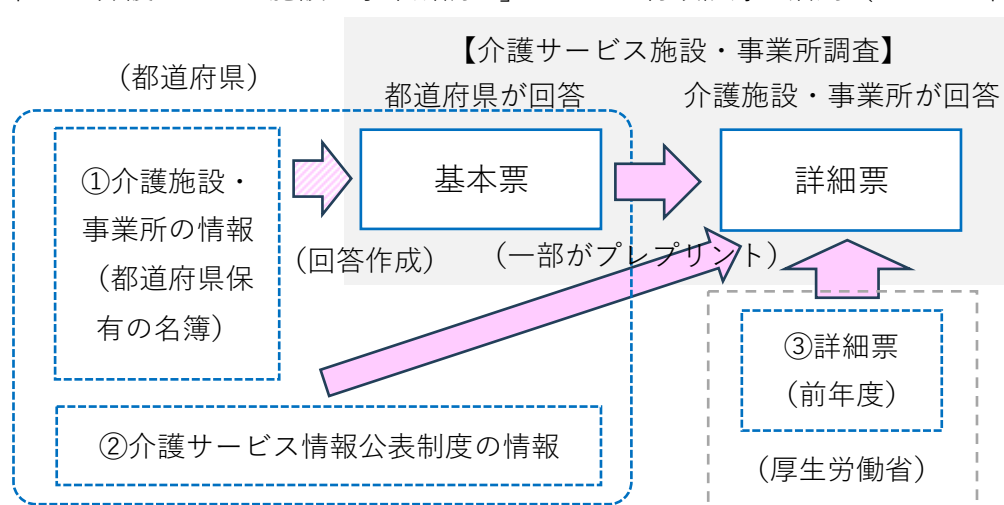
(行政記録情報活用の状況)

「介護サービス施設・事業所調査」では、既に述べたように、「基本票」「詳細票」で行政記録情報を活用している。行政記録情報活用のイメージをまとめると図2のようになる。これをもとに、同調査における行政記録情報活用の仕組みについて触れる。

（１）基本票

まず、基本票については、平成 24 年（2012 年）から行政記録情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査している。図 2 に即して言うと、①の都道府県が保有する介護保険の指定事業所に関する情報（データベース）から、基本票の回答が作成される。千葉県を例に挙げると、同県が整備した指定介護事業所のデータベースを活用している⁴。よって、基本票は都道府県が申請等を受理し、指定に至った行政記録情報が活用されている。

図2 「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録の活用（イメージ図）



出所：厚生労働省webなどから作成

（２）詳細票

次に、詳細票については、令和 4 年（2022 年）から「介護保険法による情報公表制度」（「介護サービス情報公表制度」）の情報が活用されている（図 2 の②）。また、同調査の前年度の回答も活用している（図 2 の③）。つまり、②と③をもとにした情報は、詳細票にプレプリントされており、調査対象の介護施設・事業所では、印字された設問については、その内容の確認と修正、印字されていない設問への回答を行うことになる。よって、詳細票については、介護保険法に基づいて収集した情報（行政記録情報）と前年度の回答（調査票情報）が活用されている。

詳細票で「介護サービス情報公表制度」の情報が活用された経緯は、総務省政策統括官（統計制度担当）「令和 6 年度 統計リソース建議に関する予算案等の状況（統計委員会建議（R5.5.30）において重点配分すべきとされた取組）」に詳しい⁵。それによると、厚生労働省

⁴ 千葉県庁で行ったヒアリングによる（2024 年 12 月 24 日）。

⁵ 詳細は以下のリンクを参照（PDF の最終ページ）。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000933964.pdf （2025 年 1 月 7 日確認）

では 2021 年度に、統計調査に対する報告者負担を軽減するため、介護保険法の規定に基づく都道府県への報告（「介護サービス情報公表制度」）の情報等を活用した、介護サービス施設・事業所調査の調査項目の削減や調査票へのプレプリントについて検討を行った。2022 年度には、「介護サービス情報公表制度」の情報を活用し、以下の見直しを行った。

A) 調査項目の削減（累計で 138 箇所）

「介護サービス情報公表制度」から得られる情報について、毎年情報が更新される性質ではない項目（定員等）について、本調査から削除

B) 「介護サービス情報公表制度」等の情報をあらかじめ調査票に印字し配布（累計で 644 箇所）

介護サービス施設・事業所調査での把握が必要な項目のうち、従事者数など「介護サービス情報公表制度」等から得られる情報について、あらかじめ調査票にプレプリントして配布し、調査時点で更新の必要がある情報のみ書き換えを依頼

このような形で、詳細票でも行政記録情報の活用が 2022 年度から始まったところである。

（介護サービスの種類別詳細票における「介護サービス情報公表制度」の調査票の対応状況）

介護サービス施設・事業所調査の詳細票には、幅広い種類の介護サービスに対応した調査票が準備されている。その種類を大まかに言えば、1）介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票、2）介護老人保健施設票、3）介護療養型医療施設票、4）訪問看護ステーション票、5）居宅サービス事業所（福祉関係）票（表紙と訪問介護など 8 種類の介護サービスが対応）、6）地域密着型サービス事業所票（表紙と介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護など 8 種類の介護サービスが対応）、7）居宅サービス事業所（医療関係）票、8）介護医療院票、である。⁶

これらの 8 種類の詳細票の調査票と、「介護サービス情報公表制度」の調査票の対応関係をまとめると、表 2 のようになる。この表をもとに両者の対応関係の大まかな傾向をまとめると以下ようになる。

まず、「介護サービス情報公表制度」の調査票が対応していないのは、5）居宅サービス事業所（福祉関係）票のうち、「介護予防支援（地域包括支援センター）」だけである。残りは少なくとも 1 種類、最大で 6 種類の調査票が対応している。

次に、1）から 3）の施設系のサービスについては、対応する調査票が 2 種類ずつ存在する。ただし、「訪問リハビリテーション（予防を含む）」は、1）から 3）の施設が提供するサービスとしてここに含めている。4）の訪問看護ステーションは、「訪問看護（予防を含む）」が対応している。

そして、5）の居宅系のサービスについては、対応する調査票の種類にばらつきがある。

⁶ 本稿に記載されている内容は令和 5 年以前の調査情報に基づいている。介護療養型医療施設は令和 5 年度末で類型廃止となったため、令和 6 年から（8）介護医療院票が（3）介護医療院票となっている。

通所介護や訪問介護などでは1種類の調査票の対応である一方、「介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護」では、6種類の調査票が対応している。これは、「介護サービス情報公表制度」での同種のサービスの調査票が提供主体（例：有料老人ホーム）によって別れているためである。

表2「介護サービス施設・事業所調査」(詳細票)と「介護サービス情報公表制度」の調査票の対応関係

「詳細票」の種類		対応する「介護サービス情報公表制度」の調査票									
1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	24 介護老人福祉施設	26 地域密着型介護老人福祉施設 施設 訪問リハビリテーション (予防を含む)									
2) 介護老人保健施設票	27 介護老人保健施設	5 訪問リハビリテーション (予防を含む)									
3) 介護療養型医療施設票	29 介護療養型医療施設	5 訪問リハビリテーション (予防を含む)									
4) 訪問看護ステーション票	4 訪問看護(予防を含む)										
5) 居宅サービス事業所(福祉関係)票	表紙(法人番号などの共通事項)										
	通所介護	6 通所介護									
	介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護(予防を含む)	25 短期入所生活介護(予防を含む)									
	介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護	10 特定施設入居者生活介護(予防を含む) (有料老人ホーム・老人福祉法に基づく届出事業所)	11 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) (有料老人ホーム・老人福祉法に基づく届出事業所)	13 特定施設入居者生活介護(予防を含む) (軽費老人ホーム)	14 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) (有料老人ホーム)	16 特定施設入居者生活介護(予防を含む) (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	17 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)				
	訪問介護	1 訪問介護									
	介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護	3 訪問入浴介護(予防を含む)									
	介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売	19 福祉用具貸与(予防を含む)	20 特定福祉用具販売(予防を含む)								
	介護予防支援(地域包括支援センター)										
	居宅介護支援	23 居宅介護支援									
	表紙(法人番号などの共通事項)										
6) 地域密着型サービス事業所票	介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	7 認知症対応型通所介護(予防を含む)									
	介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護	22 認知症対応型共同生活介護(予防を含む)									
	地域密着型特定施設入居者生活介護	12 地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・老人福祉法に基づく届出事業所)	15 地域密着型特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)	18 地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)							
	夜間対応型訪問介護	2 夜間対応型訪問介護									
	介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	21 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	31 定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	32 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)									
	地域密着型通所介護	33 地域密着型通所介護	8 療養通所介護								
	居宅サービス事業所(医療関係)票	30 短期入所療養介護(予防を含む) (介護療養型医療施設)	9 通所リハビリテーション (予防を含む)	35 短期入所療養介護(予防を含む) (介護医療院)	28 短期入所療養介護(予防を含む) (介護老人保健施設)						
	介護医療院票	34 介護医療院	5 訪問リハビリテーション (予防を含む)								

出所：厚生労働省web、「介護サービス施設・事業所調査」担当部署からの情報をもとに作成

注：表中の番号(斜体字でない方)は、「介護サービス情報公表制度」の調査票(基本情報・Excelファイル)のシート番号。下線部は着者による分類

また、6)の地域密着型のサービスについては、ほとんどの調査票で対応する介護サービス情報公表制度の調査票は1種類である。「地域密着型特定施設入居者生活介護」については、3種類の調査票が対応している。これも、「介護サービス情報公表制度」での同種のサービスの調査票が提供主体（例：有料老人ホーム）によって別れているためである。

さらに、7)居宅サービス事業所（医療関係）票では、対応する「介護サービス情報公表制度」の調査票は4種類である。8)介護医療院では、対応する調査票の種類は2種類である。ただし、「訪問リハビリテーション（予防を含む）」は、施設が提供しうるサービスとしてここに含めている。

このように、介護サービス施設・事業所調査の「詳細票」のほとんどの調査票は「介護サービス情報公表制度」のいずれかの調査票に対応している。つまり、後者の情報を前者に活用することが可能な形になっている。

3-2-5 「介護サービス施設・事業所調査」における行政記録情報（介護サービス情報公表制度等）の活用状況

（行政記録情報活用の設問数と活用割合）

「介護サービス施設・事業所調査」では、既に述べたように、「基本票」「詳細票」で行政記録情報を活用している。特に、「詳細票」の調査票の種類（介護サービスの種類）別に行政記録情報が活用されている調査項目数、各調査票の調査項目数全体に占める割合（活用率とする）をまとめると、表3の通りである。これをもとに、この調査での行政記録情報活用状況について見ていく。

まず、表3の(1)～(3)の施設系の介護サービスでは、表頭の(A)の基本票の回答からは5つ、(B)の前年度の回答が活用されている調査項目数は、それぞれ87,96,86である。(C)の「介護サービス情報公表制度」の情報が活用されている調査項目数は、それぞれ50,36,33である。調査項目数(E)を分母とした活用率は、基本票で2.2%～2.6%、前年度回答で38.0%～44.8%、「介護サービス情報公表制度」の情報で16.5%～21.8%である。これらを合計すると、活用率は62.0%～64.6%となる。(4)の訪問看護ステーションでは、(A)、(B)、(C)はそれぞれ9,7,24となり、調査項目数に対する活用率は基本票で7.0%、前年度回答で5.5%、公表制度で18.8%となり、合計では31.3%にとどまる。施設系では6割程度、訪問看護ステーションでは3割程度の活用率であるが、「介護サービス情報公表制度」からの活用率はともに2割付近にとどまる。

次に、(5)の居宅系のサービスの調査票であるが、法人名などの基本的な調査項目を調べる表紙では、(A)の基本票からの回答の活用が31であり、(B)の前年度回答は2にとどまる。(C)の公表制度は0である。調査項目数に対する活用率はそれぞれ64.6%、4.2%、0.0%であり、合計で68.8%である。通所介護から居宅支援介護までの調査票で見ると、(A)はすべて0であり、(B)はほとんどが0である。(C)は対応する調査票がない介護予防支援（地域包括支援センター）を除くと、11～77である。活用率も介護予防支援（地域包括

支援センター）を除くと、(A) が 0.0%、(B) もほとんどが 0.0%である一方、(C) の公表制度からの活用率は 27.4%～50.0%の水準である。これらの合計は、27.4%～50.0%である。そのため、表紙部分は基本票からの情報の活用が多く、その他の調査票では、「介護サービス情報公表制度」の情報の活用が多い。

表3 介護サービス施設・事業所調査における行政記録等の活用状況（2022年調査、調査項目数と活用率）

「詳細票」の種類			行政記録等を活用			新規 回答 (D)	調査 項目数 (E)	行政記録等活用率			
			基本票の回 答を活用 (A)	前年度の「詳 細票」のデー タを活用 (B)	介護サービス情 報公表制度の情 報を活用 (C)			基本票 (A)/ (E)	前年度 (B)/ (E)	公表制度 (C)/ (E)	(A+B+C)/ (E)
(1)	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票		5	87	50	87	229	2.2%	38.0%	21.8%	62.0%
(2)	介護老人保健施設票		5	96	36	81	218	2.3%	44.0%	16.5%	62.8%
(3)	介護療養型医療施設票		5	86	33	68	192	2.6%	44.8%	17.2%	64.6%
(4)	訪問看護ステーション票		9	7	24	88	128	7.0%	5.5%	18.8%	31.3%
(5)	居宅サービス事業 所（福祉関係）票	表紙（法人番号などの共通事項）	31	2	0	15	48	64.6%	4.2%	0.0%	68.8%
		通所介護	0	0	39	77	116	0.0%	0.0%	33.6%	33.6%
		介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護	0	0	46	63	109	0.0%	0.0%	42.2%	42.2%
		介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入 居者生活介護	0	2	40	64	106	0.0%	1.9%	37.7%	39.6%
		訪問介護	0	0	17	45	62	0.0%	0.0%	27.4%	27.4%
		介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護	0	0	18	30	48	0.0%	0.0%	37.5%	37.5%
		介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与・特定介 護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売	0	0	12	14	26	0.0%	0.0%	46.2%	46.2%
		介護予防支援（地域包括支援センター）	0	0	0	35	35	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		居宅介護支援	0	0	11	11	22	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
(6)	地域密着型サービ ス事業所票	表紙（法人番号などの共通事項）	25	2	0	12	39	64.1%	5.1%	0.0%	69.2%
		介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型 通所介護	0	0	33	75	108	0.0%	0.0%	30.6%	30.6%
		介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対 応型共同生活介護	0	3	9	29	41	0.0%	7.3%	22.0%	29.3%
		地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1	38	58	97	0.0%	1.0%	39.2%	40.2%
		夜間対応型訪問介護	0	0	39	84	123	0.0%	0.0%	31.7%	31.7%
		介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機 能型居宅介護	0	0	9	24	33	0.0%	0.0%	27.3%	27.3%
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	45	43	88	0.0%	0.0%	51.1%	51.1%
		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介 護）	0	0	38	84	122	0.0%	0.0%	31.1%	31.1%
		地域密着型通所介護	0	0	39	77	116	0.0%	0.0%	33.6%	33.6%
(7)	居宅サービス事業所（医療関係）票		15	4	23	55	97	15.5%	4.1%	23.7%	43.3%
(8)	介護医療院票		5	96	33	68	202	2.5%	47.5%	16.3%	66.3%
合計			100	386	632	1,287	2,405	4.2%	16.0%	26.3%	46.5%

出所：厚生労働省web、「介護サービス施設・事業所調査」担当部署からの情報をもとに作成

さらに(6)の地域密着型サービスであるが、法人名などの基本的な調査項目を調べる表紙では、(A) の基本票からの情報の活用が 25 であり、(B) の前年度回答は 2、(C) の公表制度は 0 である。調査項目数に対する活用率はそれぞれ 64.1%、5.1%、0.0%であり、合計で 69.2%である。介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護から地域密着型通所介護までの調査票で見ると、(A) はすべて 0 であり、(B) もごく一部を除いて 0 である。(C) は、9～45 である。活用率も、(A) が 0.0%、(B) は 0.0%がほとんどであるが、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護で 7.3%、地域密着型特定施設入居者生活介護で 1.0%である。(C) の「介護サービス情報公表制度」からの活用率は 22.0%～51.1%の水準である。これらの合計は、29.3%～51.1%である。そのため、居宅サービスと同様に、表紙部分は基本票からの情報の活用が多く、その他の調査票では、「介護サービス情報公表制度」の情報の活用が多い。

そして、(7)の居宅サービス事業所（医療関係）票では、(A) の基本票が 15、(B) の前年度回答が 4、(C) の「介護サービス情報公表制度」が 23 である。活用率はそれぞれ、15.5%、4.1%、23.7%であり、合計で 43.3%である。(8)の介護医療院票では、(A) の基本票が 5、(B) の前年度回答が 96、(C) の公表制度が 33 である。活用率はそれぞれ、2.5%、47.5%、16.3%であり、合計で 66.3%である。

(1)～(8)の合計で見ると、(A) の基本票が 100、(B) の前年度回答が 386、(C) の「介護サービス情報公表制度」が 632 である。調査項目数が 2,405 であり、活用率はそれぞれ、4.2%、16.0%、26.3%であり、合計で 46.5%である。

このように、この調査の詳細票の調査項目数ベースで見ると、半数に近い割合で行政記録情報が活用されている。その水準は介護サービスの種類に対応した各調査票によって大きく異なり、27.3%～68.8%の水準である（対応する調査票がない介護予防支援（地域包括支援センター）を除く）。「介護サービス情報公表制度」からの情報の活用率は、活用があった調査票に限ると、16.3%～51.1%の水準にある。特に施設系では 2 割付近の活用率であり、居宅系では 20%代後半から 50%水準、地域密着系では 20%代前半から 50%代前の水準である。

（行政記録情報活用設問数と活用割合）

「介護サービス施設・事業所調査」で行政記録情報が活用されている調査項目の内容の傾向をまとめたものが表 4 である。これをもとに、この調査での行政記録情報活用の傾向について見ていく。

まず、表 4 の(1)～(4)の施設系の介護サービスおよび訪問看護ステーションの調査票では、表頭の (A) の基本票からの情報活用は、法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況といった介護施設・事業所として最も基礎的な項目で行われている。(B) の前年度の回答からの情報活用は、法人番号、開設・経営主体、介護報酬上の届け出、定員、居室・ユニットの状況、居住費の状況といった、短期的な変化が想定されない項目で行われている。

(C) の「介護サービス情報公表制度」からの情報活用は、利用者数、職種別従事者数などの人の人数に関係する項目で行われている。

次に、(5)の居宅系のサービスの調査票であるが、法人名などの基本的な調査項目を調べる表紙では、(A) の基本票からの情報活用は施設系と同様に、法人名、施設名、施設所在地、事業所番号で行われている。(B) の前年度の回答からの情報活用は、法人番号、経営主体で行われている。通所介護から居宅支援介護までの調査票（対応する調査票がない介護予防支援（地域包括支援センター）を除く）で見ると、(A) と (B) では対応する調査項目はほとんど存在しない。(C) は、施設系と同様に、利用者数と職種別従事者数の項目で情報が活用されている。

さらに(6)の地域密着型サービスでも居宅系と同様の傾向が見られる。法人番号などの共通事項を調査する表紙部分では、(A) の基本票からの情報の活用は、法人名、施設名、施設

所在地、事業所番号で行われている。(B)の前年度の回答からの情報活用は、法人番号、経営主体で行われている。これらは居宅系と同様である。介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護から地域密着型通所介護までの調査票で見ると、(A)と(B)では対応する調査項目はほとんど存在しない。(C)は、居宅系と同様に、利用者数と職種別従事者数の項目で情報が活用されているが、後者の方が多い傾向が見られる。

そして、(7)の居宅サービス事業所(医療関係)票、(8)の介護医療院票では、(A)の基本票からの情報活用は施設系と同様に、法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況で行われている。(B)の前年度の回答からの情報活用は、(7)は法人番号、施設の種類、開設主体で、(8)は開設年月、法人番号、療養室・ユニットの状況などの調査項目で行われている。(C)の「介護サービス情報公表制度」からの情報活用は、(7)の定員、職種別従事者数にとどまる。

表4 介護サービス施設・事業所調査における行政記録情報等の活用傾向(2022年調査、活用傾向のある主な調査項目)

「詳細票」の種類		行政記録情報等の活用の傾向(主な調査項目)		
		基本票の回答を活用(A)	前年度の「詳細票」のデータを活用(B)	介護サービス情報公表制度の情報を活用(C)
(1)	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	開設年月、法人番号、開設・経営主体、介護報酬上の届け出、定員、居室・ユニットの状況、居住費の状況	要介護度別施設利用者数、職種別従事者数
(2)	介護老人保健施設票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	開設年月、法人番号、開設主体、定員、療養室・ユニットの状況、居住費の状況	職種別従事者数
(3)	介護療養型医療施設票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	法人番号、開設主体、重度者等の基準の状況、病床数、病室・ユニットの状況、居住費の状況	職種別従事者数
(4)	訪問看護ステーション票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	法人番号、開設主体、加算等の届け出の状況	利用者人数、定期巡回・随時対応型事業所との連携、職種別従事者数
(5)	居宅サービス事業所(福祉関係)票	表紙(法人番号などの共通事項)	法人番号、経営主体	
		通所介護		職種別従事者数
		介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護		利用者人数、職種別従事者数
		介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護	定員	利用者人数、職種別従事者数
		訪問介護		利用者人数、職種別従事者数
		介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護		職種別従事者数
		介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売		職種別従事者数、資格保持者数
		介護予防支援(地域包括支援センター)		
		居宅介護支援		利用者人数、職種別従事者数
(6)	地域密着型サービス事業所票	表紙(法人番号などの共通事項)	法人番号、経営主体	
		介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護		職種別従事者数
		介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護	定員、ユニット数	職種別従事者数
		地域密着型特定施設入居者生活介護	定員	利用者人数、職種別従事者数
		夜間対応型訪問介護		職種別従事者数
		介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護		職種別従事者数
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		職種別従事者数
		複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		利用者人数、職種別従事者数
		地域密着型通所介護		職種別従事者数
(7)	居宅サービス事業所(医療関係)票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	法人番号、施設の種類、開設主体	定員、職種別従事者数
(8)	介護医療院票	法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況	開設年月、法人番号、開設主体、定員、療養室・ユニットの状況、居住費の状況	

出所：厚生労働省web、「介護サービス施設・事業所調査」担当部局からの情報をもとに作成

このように、この調査の詳細票での行政記録情報が活用される調査項目の傾向を見ると、①法人名、施設名、施設所在地、事業所番号、活動状況といった最も基本的な情報は基本票の回答が活用されている。②法人番号、経営主体などの短期的な変化が考えにくい情報は前年度回答から活用されている。③利用者数や職種別従事者数といった短期的に大きな変化は考えにくい、修正も小幅に済むことが考えられる調査項目は、「介護サービス情報公表制度」の情報が活用される傾向にある。

（「介護サービス施設・事業所調査」と「介護サービス情報公表制度」による介護施設・事業所数の比較）

「介護サービス施設・事業所調査」で「介護サービス情報公表制度」の情報を活用するには、前者が後者を明らかに下回る数であることが必要である。両者から得られる介護施設・事業所数を介護サービス別にまとめたものが表5である⁷。この表では、表頭に「介護サービス施設・事業所調査（A）」、「介護サービス情報公表制度（B）」をまとめ、右端に「差(A)-(B)」、「差割合((A)-(B)/(B))」をまとめた。これらがマイナスの値（実数、割合）を取れば、（A）は（B）よりも小さい、つまり、「介護サービス施設・事業所調査」で得られる介護施設・事業所数は、「介護サービス情報公表制度」のそれよりも下回ると言える。

表5の結果を見ると、「差(A)-(B)」の値はほとんどすべての介護サービスでマイナスの値を取っている。ただし、「差割合((A)-(B)/(B))」は介護サービスによる差が大きく、マイナスの値では-86.8%から-0.3%の間に値が分布する。プラスの値では、6.3%、8.4%である。マイナスの値が絶対値で著しく大きいのは、居宅介護支援事業所（-86.8%）、訪問介護（-71.6%）、通所介護（-47.5%）である。これらは、調査の際に抽出を行って調査対象を決めるため、統計表に出てくる値は小さくなる。そのため、介護サービス情報公表制度からの数値を大きく下回る。その他に、介護療養型医療施設が-38.1%である。これらを除くと、「差割合((A)-(B)/(B))」の範囲は、マイナスの値では-20.4%から-0.3%の間に収まる。また、プラスの値を取る、介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護では、その水準は差割合((A)-(B)/(B))で見ると10%を下回る水準である。

これより、「介護サービス施設・事業所調査」で得られる介護施設・事業所数は、抽出で調査対象を決定する介護サービスの存在を考慮しても、「介護サービス情報公表制度」のそれを概ね下回る。つまり、「介護サービス施設・事業所調査」の対象となる介護施設・事業所は、「介護サービス情報公表制度」の情報を活用できるといえる。

⁷ 「介護サービス情報公表制度」では、介護施設・事業所の名称、所在地、介護サービスの種類などを「オープンデータ」として定期的に公表している。詳細は以下の web サイトを参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou_opendata.html（2025 年 1 月 8 日 確認）

表5 「介護サービス施設・事業所調査」（詳細票）と「介護サービス情報公表制度」施設・事業所数の比較
(2022年)

		介護サービス 施設・事業所 調査 (A)	介護サービ ス情報公表 制度 (B)	差 (A)-(B)	差割合 ((A)-(B))/(B)
介護保険施設	介護老人福祉施設	7,768	8,358	-590	-7.1%
	介護老人保健施設	3,948	4,236	-288	-6.8%
	介護医療院	680	685	-5	-0.7%
	介護療養型医療施設	268	433	-165	-38.1%
介護予防サー ビス事業所	介護予防訪問入浴介護	1,373	1,725	-352	-20.4%
	介護予防訪問看護ステーション	12,927	14,675	-1,748	-11.9%
	介護予防通所リハビリテーション	7,543	8,025	-482	-6.0%
	介護予防短期入所生活介護	10,251	11,260	-1,009	-9.0%
	介護予防短期入所療養介護	4,460	4,194	266	6.3%
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,633	5,299	-666	-12.6%
	介護予防福祉用具貸与	6,194	7,385	-1,191	-16.1%
	特定介護予防福祉用具販売	6,199	6,221	-22	-0.4%
地域密着型介 護予防サービ ス事業所	介護予防認知症対応型通所介護	2,994	3,566	-572	-16.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,414	5,662	-1,248	-22.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	12,046	14,106	-2,060	-14.6%
	介護予防支援事業所(地域包括支援センター) ※	2,681	-	-	-
居宅サービス 事業所	訪問介護 ※	9,887	34,784	-24,897	-71.6%
	訪問入浴介護	1,502	1,725	-223	-12.9%
	訪問看護ステーション	13,253	14,675	-1,422	-9.7%
	通所介護 ※	13,378	25,484	-12,106	-47.5%
	通所リハビリテーション	7,616	8,025	-409	-5.1%
	短期入所生活介護	10,738	11,260	-522	-4.6%
	短期入所療養介護	4,547	4,194	353	8.4%
	特定施設入居者生活介護	5,044	5,299	-255	-4.8%
	福祉用具貸与	6,249	7,385	-1,136	-15.4%
	特定福祉用具販売	6,202	6,221	-19	-0.3%
地域密着型 サービス事業 所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,061	1,216	-155	-12.7%
	夜間対応型訪問介護	190	201	-11	-5.5%
	地域密着型通所介護	16,555	18,621	-2,066	-11.1%
	認知症対応型通所介護	3,268	3,566	-298	-8.4%
	小規模多機能型居宅介護	4,819	5,662	-843	-14.9%
	認知症対応型共同生活介護	12,403	14,106	-1,703	-12.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	321	362	-41	-11.3%
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	793	876	-83	-9.5%
	地域密着型介護老人福祉施設	2,316	2,460	-144	-5.9%
	居宅介護支援事業所 ※	5,111	38,721	-33,610	-86.8%

出所：厚生労働省web、「介護サービス施設・事業所調査」担当部署からの情報をもとに作成

注：

1)※は抽出で調査が行われたもの。

2)「介護サービス情報公表制度」のデータは2022年8月現在のオープンデータによるもの。

3-2-6 「介護サービス施設・事業所調査」における今後の行政記録情報（「介護サービス情報公表制度」等）の活用を検討

（「介護サービス情報公表制度」からの行政記録情報活用可能性のある項目の検討）

「介護サービス施設・事業所調査」の「詳細票」では、「介護サービス情報公表制度」からの情報が活用されている。今後のこの調査において、「介護サービス情報公表制度」の情報のさらなる活用の余地の有無を検討すべく、両者の調査票を比較して、活用の余地が考えられるこの調査での調査項目を表6にまとめた。表頭の項目のうち、「主な行政記録情報活用余地項目」で下線部つきのものは、基本票の情報が活用されているものである。○は「介護サービス情報公表制度」の情報の活用可能性が高い（サービス種類による特性に注意）もの、□も同様であるが、詳細な確認が必要であるもの、△は両者の記載内容の詳細に相違点があり、いずれかで検討が必要なもの、である。右側の「介護サービス情報公表制度の活用検討項目」は、今後、「介護サービス情報公表制度」の情報活用を検討することが考えられるものである。

まず、(1)～(4)の施設系、訪問看護ステーションでは、法人名、施設名、施設（事業所）所在地、法人番号で○、事業所番号で□、開設主体（経営主体）で△である。その他に(1)の介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票の「併設の状況（併設している事業の種類、同一敷地の特定が必要）」、(4)の訪問看護ステーション票の「複合型サービス併設の状況（併設している事業の種類、同一敷地の特定が必要）」である。基本票の情報が活用されている○について、都道府県が所有する情報の確度が高いのであれば、このまま活用を続けても良いと考えられる。一方で「介護サービス情報公表制度」にもある項目であるので、行政記録情報として活用する情報はできるだけ少ない方が、行政記録情報を抽出し、プレプリントのプログラムが複雑でなくなるということが考えられれば、「介護サービス情報公表制度」からの情報活用を検討する余地もあり得る。

今後、公表制度の情報活用の検討余地がある事業所番号は、介護保険の指定事業所としての番号と考えられるが、国税庁が割り当てる法人番号を活用する余地があるかもしれない⁸。ただし、一つの法人が複数の事業所をもつ場合が存在するため、具体的な方法については慎重に検討する必要がある。△であるが、この調査と「介護サービス情報公表制度」で、経営主体の選択肢に若干の相違点が存在する。訪問介護を例にその相違点について見ていく。

⁸ 国税庁による法人番号の詳細は以下を参照。

国税庁 web サイト「社会保障・税番号制度 法人番号公表サイト」

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumeil/> （2025 年 1 月 10 日確認）

表6 介護サービス施設・事業所調査における介護サービス情報公表制度の活用余地調査項目 (2022年調査)

「詳細票」の種類	介護サービス 情報公表制度 の活用余地調 査項目	主な行政記録活用余地項目						介護サービス情報公表制度の活用検討項目	
		法人名	施設名(事業所名)	開設年月	施設(事業所)所在地	事業所番号	法人番号	開設主体(経営主体)	その他
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	6	○	○	○	○	□	○	△	併設の状況(併設している事業の種類、同一敷地の特定が必要)
(2) 介護老人保健施設票	6	○	○	○	○	□	○	△	0
(3) 介護療養型医療施設票	6	○	○	○	○	□	○	△	0
(4) 訪問看護ステーション票	6	○	○	○	○	□	○	△	1
(5) 居宅サービス事業所(福祉関係)票	表紙(法人番号などの共通事項)	○	○	○	○	□	○	△	0
	通所介護								0
	介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護								0
	介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護								1
	訪問介護								○ 生活援助従事者研修終了者
(6) 地域密着型サービス事業所票	介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護								1
	訪問介護								○ 生活援助従事者研修終了者
	介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護								0
	介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売								0
	介護予防支援(地域包括支援センター)								-
(7) 居宅サービス事業所票	居宅介護支援								0
	表紙(法人番号などの共通事項)	○	○	○	○	□	○	△	0
	介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護								0
	介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護								0
	地域密着型特定施設入居者生活介護								1
(8) 介護医療院票	夜間対応型訪問介護								0
	介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護								0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護								0
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)								0
	地域密着型通所介護								0
(9) 介護医療院票	居宅サービス事業所(医療関係)票	○	○	○	○	□	○	△	0
	介護医療院票	○	○	○	○	□	○	△	0
	合計	48							5

出所：厚生労働省web、「介護サービス施設・事業所調査」担当部署からの情報をもとに作成

「介護サービス施設・事業所調査」では、経営主体の選択肢として、以下の通りである（同調査の令和4年（2022年）調査票より抜粋）。

(1) 経 営 主 体	該当する番号を 12 選択し、左の欄に記入してください。		
	経営主体	01 都道府県 02 市区町村 03 広域連合・一部事務組合 04 社会福祉協議会 05 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	06 医療法人 07 公益社団・財団法人 08 一般社団・財団法人(公益社団・財団法人以外) 09 農業協同組合及び連合会 10 消費生活協同組合及び連合会 11 営利法人(会社) 12 特定非営利活動法人(NPO) 13 その他の法人 14 01～13以外(個人を含む)

選択肢は、都道府県、市区町村の地方自治体から始まっている。以下、社会福祉協議会、社会福祉法人などの公益を主目的とする法人、営利法人、NPO などとなっている。一方、「介護サービス情報公表制度」では以下のようにになっている（同制度の令和4年（2022年）の調査票より抜粋）。

選択肢は、社会福祉法人などの公益を主目的とする法人、営利法人、NPO、そして、地方自治体などの順となっている。他の種類の介護サービスと合わせて、両者の違いの傾向をまとめたものが表7である。「社団・財団法人」は、この調査では、公益と一般に区別されて